

平成26年1月6日

「向精神薬の多剤併用処方による「通院・在宅精神療法」の減算に反対する」

公益社団法人日本精神神経学会理事長
武田雅俊

平成26年度診療報酬改定作業において、向精神薬の多剤併用処方をもって、「通院・在宅精神療法」の減算措置をとる方向が打ち出されようとしているが、以下の理由から本減算措置に反対する。

1) 「通院・在宅精神療法」は「一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法」として診療報酬が認められている。この療法に対して、向精神薬の処方内容をもって減算することは、極めて不合理である。

2) 抗精神病薬、抗うつ薬は、各薬剤の薬理作用が複雑に異なっている。そのために、難治症例においては複数の薬剤による併用療法が効果がある場合がある。統合失調症、気分障害においては、薬物併用療法で安定している患者の薬剤を減数することにより症状悪化を招く危険性があり、長期間の慎重な対処を要する。適切な薬物療法について、専門学会の意見を十分に聴取せず、減算措置をおこなった場合には患者の多大な不利益が生ずると考える。

なお、当学会は、学術総会、研修会等において適切な薬物療法の教育研修を継続するとともに、有効かつ安全な薬物療法の確立のための研究を発展させる所存である。